

○東京都市町村職員退職手当組合職員懲戒分限審査委員会規則

(平成29年2月27日)
規則第1号

第1条 東京都市町村職員退職手当組合職員に対する処分の実施について、その適性を期するため、東京都市町村職員退職手当組合職員懲戒分限審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(掌理事務)

第2条 審査委員会は、管理者の諮問に応じ、一般職に属する東京都市町村職員退職手当組合職員(以下「職員」という。)に対する次に掲げる処分について審査答申する。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条に基づく懲戒処分
- (2) 地方公務員法第28条に基づく職員の意に反する免職、休職、降任及び降給の処分

(構成)

第3条 審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には事務局長をもって充てる。
- 3 委員は、次長及び総務課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係ある者の出席を求め、意見を徴することができる。

(職務及び代理)

第4条 委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。

- 2 委員長に事故があるときは、次長がその職務を代理する。

(招集)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

(定足数及び表決)

第6条 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 審査委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(除斥)

第7条 委員長及び委員は、自己又は親族の一身上に関する事案については、その議事に加わることができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規則は、平成29年3月1日から施行する。